

資料

一般社団法人大阪知的障害者福祉協会 定款

平成 21 年 12 月 18 日作成
平成 22 年 1 月 12 日認証
平成 22 年 1 月 20 日設立
平成 24 年 6 月 22 日一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人大阪知的障害者福祉協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市中央区谷町 7 丁目 4 番 15 号大阪府社会福祉会館内に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、知的障がい児者福祉の増進と会員施設等の充実を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 知的障がいに関する調査研究事業
- (2) 施設等の経営、運営に関する調査研究事業
- (3) 施設職員等の育成事業
- (4) 知的障がい福祉思想の啓発普及事業
- (5) 会員相互間の情報交換及び親睦事業
- (6) 関係機関、団体との連携及び連絡調整事業
- (7) その他前各号の目的を達成するための一切の事業

(公 告)

第 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 この法人の目的に賛同し、入会したものを会員とする。

2 この法人の会員となるためには、会長宛に別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

3 この法人の会員は次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(会 費)

第 7 条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1 年以上会費を滞納したとき
- (2) 総社員の同意
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡又は解散
- (5) 除名

(退 会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第 12 条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員がこの法人に通知した居所あてに行うものとする。

第 3 章 社員総会

(社員総会の権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして、一般法人法、又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第 14 条 この法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要

に応じて開催する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により副会長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、開催日より2週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、副会長がこれに代わるものとする。

(決 議)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

2 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(書面等による議決権の行使)

第17条 社員は、法令の定めるところにより書面若しくは電磁的方法により議決権を行使することができる。又は、この法人の他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の議決権の代理行使の場合、当該社員又は代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して、10年間、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第19条 この法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中か

ら定める。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理 事 会

(権限等)

第27条 理事会は、すべての理事で構成する。

2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長の選定及び解職

(招 集)

第28条 理事会は、会長がこれを招集し、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意あるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長がこれに代わるものとする。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案に異議を述べた場合を除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第32条 会長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(理事等の責任免除)

第34条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の規定による理事又は監事の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、同法第111条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任額は、10万円以上であらかじめ定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 基 金

(基金の募集、基金の拠出者の権利及び基金の返還の手続)

第35条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をす

ることができる。

2 基金の拠出者は、この法人が解散するまでその返還を請求することができない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及びその他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(基金の募集等の手続)

第36条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て、会長が別に定める「基金取扱い規則」によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受け、第1号の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で聞かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第49条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、この法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第50条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員)

第51条 この法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 安本伊佐子

設立時理事 裕上 利男

設立時理事 吉川 喜章

設立時理事 澤 剛

設立時理事 牧野 義蔵

設立時理事 菱川 幹人

設立時監事 川中 敏也

設立時代表理事(会長) 安本伊佐子

設立時副会長 裕上 利男

設立時副会長 吉川 喜章

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第52条 この法人の設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりである。(略)

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

歴代役員名簿

平成5年度	会 長・府社協担当	杉 崎 義 一 (淡輪学園愛の家)	
	副会長・授産部会長	栃 本 善太郎 (白鷺園)	
	〃 ・更生部会長	今 道 隆 之 (熊取療育園)	
	〃 ・児童部会長	安 城 二美子 (向陽学園)	
	〃 ・通園部会長	諸 富 敬 章 (あけぼの園)	
	研修委員長	若 松 次 郎 (太平学園)	
	広報委員長	白 土 隆 司 (府立金剛コロニー)	
	行事委員長	加 藤 孝 文 (月の輪学院)	
	調査研究委員長	西 村 英八郎 (府立金剛コロニー)	
	副会長・事務局長	森 靖 彦 (府立砂川厚生福祉センター)	
	会 計	森 本 昇 (府立砂川厚生福祉センターあご寮)	
	事務局総務	林 和 行 (府立砂川厚生福祉センターいこま寮)	
	〃	法 沢 明 良 (府立砂川厚生福祉センターこんごう寮)	
	監 事	内 藤 昱 雄 (三恵園)	
	〃	奥 宮 茂 樹 (桃花塾)	
	平成6年度	会 長	今 道 隆 之 (熊取療育園)
		副会長・更生部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
〃 ・授産部会長		栃 本 善太郎 (白鷺園)	
〃 ・児童部会長		加 藤 孝 文 (月の輪学院)	
〃 ・通園部会長		白 井 舒 久 (ひばり園)	
〃 ・府社協評議員		杉 崎 義 一 (淡輪学園愛の家)	
研修委員長		白 土 隆 司 (府立金剛コロニー)	
広報委員長		内 藤 昱 雄 (三恵園)	
調査研究委員長		三 木 保 彦 (府立砂川厚生福祉センター)	
行事委員長		西 村 英八郎 (府立金剛コロニー)	
副会長・事務局長		古 田 文 也 (府立明光ワークス)	
会 計		井 上 芳 江 (府立明光ワークス)	
事務局総務		南 田 誠 三 (府立明光ワークス)	
監 事		門 川 正 美 (大東園)	
〃		奥 宮 茂 樹 (桃花塾)	
平成7年度		会 長	今 道 隆 之 (熊取療育園)
		副会長・更生部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
	〃 ・授産部会長	栃 本 善太郎 (白鷺園)	
	〃 ・児童部会長	加 藤 孝 文 (月の輪学院)	
	〃 ・通園部会長	白 井 舒 久 (ひばり園)	
	〃 ・府社協評議員	杉 崎 義 一 (淡輪学園愛の家)	
	研修委員長	白 土 隆 司 (府立金剛コロニー)	
	広報委員長	仁 科 育 之 (府立砂川厚生福祉センター)	
	調査研究委員長	三 木 保 彦 (府立砂川厚生福祉センター)	
	行事委員長	西 村 英八郎 (府立金剛コロニー)	
	副会長・事務局長	古 田 文 也 (府立明光ワークス)	
	会 計	井 上 芳 江 (府立明光ワークス)	
	事務局総務	南 田 誠 三 (府立明光ワークス)	
	監 事	門 川 正 美 (大東園)	
	〃	奥 宮 茂 樹 (桃花塾)	

平成8年度	会 長	今 道 隆 之 (熊取療育園)
	副会長・更生部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
	〃 ・授産部会長	栃 本 善太郎 (白鷺園)
	〃 ・児童部会長	佐 伯 篤 子 (中津学園)
	〃 ・通園部会長	白 井 舒 久 (ひばり園)
	〃 ・府社協評議員	加 藤 孝 文 (月の輪学院)
	研修委員長	白 土 隆 司 (府立金剛コロニー)
	広報委員長・調査研究委員長	仁 科 育 之 (府立砂川厚生福祉センター)
	行事委員長	西 村 英八郎 (府立金剛コロニー)
	副会長・事務局長	樋 口 洋 治 (府立金剛コロニー)
	会 計	赤 堀 美奈子 (府立金剛コロニー)
	事務局総務	安 藤 捷 和 (府立金剛コロニー)
	〃	大 崎 年 史 (府立金剛コロニー)
	監 事	和 田 勝 (大東園)
	〃	奥 宮 茂 樹 (桃花塾)
平成9年度	会 長	今 道 隆 之 (熊取療育園)
	副会長・児童施設部会長	佐 伯 篤 子 (中津学園)
	〃 ・通園施設部会長	白 井 舒 久 (寝屋川ひばり園)
	〃 ・更生施設部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
	〃 ・授産施設部会長	栃 本 善太郎 (府立白鷺園)
	〃 ・府社協評議員	藤 田 之 義 (府立金剛コロニー)
	研修委員長	白 土 隆 司 (府立金剛コロニー)
	行事委員長	西 村 英八郎 (府立金剛コロニー)
	広報委員長・調査研究委員長	仁 科 育 之 (府立砂川厚生福祉センター)
	副会長・事務局長	樋 口 洋 治 (府立金剛コロニー)
	事務局総務	大 崎 年 史 (府立金剛コロニー)
	〃 会計	赤 堀 美奈子 (府立金剛コロニー)
	監 事	山 本 幸次郎 (箕面育成園)
	〃	奥 宮 茂 樹 (桃花塾)
	平成10年度	会 長
副会長・児童施設部会長		佐 伯 篤 子 (中津学園)
〃 ・通園施設部会長		白 井 舒 久 (寝屋川ひばり園)
〃 ・更生施設部会長		若 松 次 郎 (太平学園)
〃 ・通所更生施設部会長		坂 口 恵美子 (住之江木の実園)
〃 ・授産施設部会長		栃 本 善太郎 (貝塚いぶき作業所)
〃 ・府社協評議員		奥 宮 茂 樹 (桃花塾)
研修委員長		本 元 精 樹 (府立金剛コロニー)
行事委員長		古 市 昭 徳 (府立金剛コロニー)
広報委員長		川 合 文 子 (府立明光ワークス)
調査研究委員長		松 端 良 之 (府立砂川厚生福祉センター)
グループホーム研究委員長		加 藤 孝 文 (月の輪学院 (点野ホーム))
地域療育支援委員長		藤 田 之 義 (府立金剛コロニー)
医療互助会準備特別委員長		梶 間 道 夫 (和泉の里)
副会長・事務局長		仁 科 育 之 (府立砂川厚生福祉センター)
事務局総務	山 上 哲 (府立砂川厚生福祉センター)	
〃 総務	森 本 昂 (府立砂川厚生福祉センター)	
〃 会計	中 野 親 人 (府立砂川厚生福祉センター)	

監 事	山 本 幸次郎 (箕面育成園)
〃	高 山 慶 太 (太平学園)
平成 11 年度	
会 長	今 道 隆 之 (熊取療育園)
副会長・児童施設部会長	佐 伯 篤 子 (中津学園)
〃 ・通園施設部会長	白 井 舒 久 (寝屋川ひばり園 (～11年11月))
〃 ・更生施設部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
〃 ・通所更生施設部会長	坂 口 恵美子 (住之江木の実園)
〃 ・授産施設部会長	枡 本 善太郎 (貝塚いぶき作業所)
〃 ・府社協評議員	奥 宮 茂 樹 (桃花塾)
研修委員長	本 元 精 樹 (府立金剛コロニー)
行事委員長	古 市 昭 徳 (府立金剛コロニー)
広報委員長	川 合 文 子 (府立明光ワークス)
調査研究委員長	上 家 富 靖 (府立砂川厚生福祉センター)
グループホーム研究委員長	加 藤 孝 文 (月の輪学院 (点野ホーム))
地域療育支援委員長	藤 田 之 義 (府立金剛コロニー)
医療互助会準備特別委員長	梶 間 道 夫 (和泉の里)
監 事	山 本 幸次郎 (箕面育成園)
〃	高 山 慶 太 (太平学園)
全国愛護副会長	岩 崎 正 子 (桃花塾)
副会長・事務局長	奥 野 博 (府立砂川厚生福祉センター)
事務局総務	山 上 哲 (府立砂川厚生福祉センター)
〃 総務	森 本 昇 (府立砂川厚生福祉センター)
〃 会計	中 野 親 人 (府立砂川厚生福祉センター)
平成 12 年度	
会 長	梶 間 道 夫 (和泉の里)
副会長	近 藤 徳 二 (三恵園)
〃	菊 池 繁 信 (千里みおつくしの杜)
発達支援部会長・児童施設分科会座長	奥 宮 茂 樹 (桃花塾)
児童通園施設分科会座長	金 藤 昌 吾 (第一はばたき園)
生活支援部会部会長・更生施設分科会座長	松 上 利 男 (萩の杜)
授産施設分科会座長	森 彰 男 (府立明光ワークス)
日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	坂 口 恵美子 (住之江木の実園)
通所授産施設分科会座長	吉 川 喜 章 (堺南通所授産所)
地域活動支援部会長・福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	
	若 松 次 郎 (太平学園)
通勤寮分科会座長	谷 川 耕 一 (府立天美育成園)
地域療育等支援事業分科会座長・生活支援事業分科会座長	
	藤 田 之 義 (府立金剛コロニー)
支援スタッフ部会長	高 山 慶 太 (太平学園)
事務局長	安 本 伊佐子 (府立白鷺園)
(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
行事委員長	古 市 昭 徳 (府立金剛コロニー)
広報委員長	鴻 巣 十二子 (あかまつ園)
調査研究委員長	奥 野 博 (府立砂川厚生福祉センター)
権利擁護委員長	瀧 本 昂 司 (熊取療育園)
事務局書記	加 藤 孝 文 (月の輪学院)
〃 会計	辻 野 哲 夫 (府立白鷺園)
(会計) 監事	荒 川 輝 男 (淀川暖気の苑)
〃	川 中 敏 也 (ひばり園)

事務局	和泉の里・白鷺園
平成 13 年度	
会 長	梶 間 道 夫 (和泉の里)
副会長	菊 池 繁 信 (千里みおつくしの杜)
発達支援部会長・児童施設分科会座長	奥 宮 茂 樹 (桃花塾)
児童通園施設分科会座長	岡 井 哲 明 (第一はばたき園)
生活支援部会長・更生施設分科会座長	松 上 利 男 (萩の杜)
授産施設分科会座長	森 彰 男 (府立明光ワークス)
日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	坂 口 恵美子 (住之江木の実園)
通所授産施設分科会座長	吉 川 喜 章 (堺南通所授産所)
地域活動支援部会長・福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	
	若 松 次 郎 (太平学園)
通勤寮分科会座長	谷 川 耕 一 (天美育成園)
地域療育等支援事業分科会座長・生活支援事業分科会座長	
	藤 田 之 義 (府立金剛コロニー)
支援スタッフ部会長	高 山 慶 太 (太平学園)
事務局長	安 本 伊佐子 (府立白鷺園)
(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
行事委員長	古 市 昭 徳 (府立金剛コロニー)
広報委員長	佐 野 正 博 (あかまつ園)
調査研究委員長	奥 野 博 (府立砂川厚生福祉センター)
権利擁護委員長	瀧 本 昂 司 (熊取療育園)
(会計) 監事	荒 川 輝 男 (淀川暖気の苑)
〃	川 中 敏 也 (ひばり園)
事務局	安 本 伊佐子 (府立白鷺園)
〃	辻 野 哲 也 (府立白鷺園)
平成 14 年度	
会 長	梶 間 道 夫 (和泉の里)
副会長	井 置 正 枝 (隆光学園)
発達支援部会長・児童施設分科会座長	奥 宮 茂 樹 (桃花塾)
児童通園施設分科会座長	岡 井 哲 明 (第一はばたき園)
生活支援部会長・更生施設分科会座長	松 上 利 男 (萩の杜)
授産施設分科会座長	杉 本 正 (府立明光ワークス)
日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	坂 口 恵美子 (住之江木の実園)
通所授産施設分科会座長	吉 川 喜 章 (堺南通所授産所)
地域活動支援部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
通勤寮分科会座長	谷 川 耕 一 (府立天美育成園)
福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	菱 川 幹 人 (福島第一育成園)
地域療育等支援事業分科会座長・生活支援事業分科会座長	
	松 本 毅 (府立金剛コロニー)
支援スタッフ部会長	高 山 慶 太 (太平学園)
事務局長	安 本 伊佐子 (府立白鷺園)
行事委員長	徳 永 勝 (月の輪学院)
(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
広報委員長	佐 野 正 博 (あかまつ園)
研修委員長	山 崎 忠 光 (府立金剛コロニー)
権利擁護委員長	瀧 本 昂 司 (熊取療育園)
(会計) 監事	荒 川 輝 男 (淀川暖気の苑)
(会計) 監事	川 中 敏 也 (ひばり園)
事務局	安 本 伊佐子 (府立白鷺園)

	事務局	辻 野 哲 也 (府立白鷺園)
平成 15 年度	会 長	梶 間 道 夫 (和泉の里)
	副会長	井 置 正 枝 (隆光学園)
	発達支援部会長・児童施設分科会座長	伊 藤 孝 文 (愛の家)
	児童通園施設分科会座長	岡 井 哲 明 (第一はばたき園)
	生活支援部会長・更生施設分科会座長	松 上 利 男 (萩の杜)
	授産施設分科会座長	中 野 親 人 (府立砂川厚生福祉センター)
	日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	坂 口 恵美子 (住之江木の実園)
	通所授産施設分科会座長	吉 川 喜 章 (わららか草部)
	地域活動支援部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
	通勤寮分科会座長	松 本 一 茂 (箕面育成園)
	福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	菱 川 幹 人 (福島第一育成園)
	地域療育等支援事業分科会座長・生活支援事業分科会座長	松 本 毅 (府立金剛コロニー)
	支援スタッフ部会長	高 山 慶 太 (太平学園)
	事務局長	安 本 伊佐子 (府立白鷺園)
	(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
	行事委員長	徳 永 勝 (月の輪学院)
	広報委員長	佐 野 正 博 (あかまつ園)
研修委員長	山 崎 忠 光 (府立金剛コロニー)	
権利擁護委員長	海 藻 茂 雄 (茨木学園)	
(会計) 監事	上 原 治 (なわて更生園)	
〃	川 中 敏 也 (ひばり園)	
事務局 (府立白鷺園)	安 本 伊佐子 (府立白鷺園)	
平成 16 年度	会 長	山 本 茂 (伯太学園)
	副会長	岡 井 哲 明 (第一はばたき園)
	〃	松 上 利 男 (萩の杜)
	〃	吉 川 喜 章 (わららか草部)
	〃	若 松 次 郎 (太平学園)
	発達支援部会長・児童通園施設分科会座長	岡 井 哲 明 (第一はばたき園)
	児童施設分科会座長	阪 口 興 (愛の家)
	生活支援部会長・更生施設分科会座長・授産施設分科会座長	松 上 利 男 (萩の杜)
	日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	吉 川 喜 章 (わららか草部)
	通所授産施設分科会座長	影 山 英 夫 (ささゆり作業所)
	地域活動支援部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
	通勤寮分科会座長	仁 木 康 之 (大阪市育成会地域生活支援センター)
	福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	菱 川 幹 人 (福島第一育成園)
	地域療育等支援事業分科会座長	牧 野 義 蔵 (隆光学園)
	生活支援事業分科会座長	坪 倉 浩 治 (府立金剛コロニー)
	短期入所事業分科会座長	原 梶 正 行 (ピープルライティング泉北)
	支援スタッフ部会長	中 川 博 (伯太学園)
事務局長	安 本 伊佐子	
(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)		
行事委員長	徳 永 勝 (月の輪学院)	
広報委員長	佐 野 裕 彦 (大和川園)	

研修委員長	西 矢 洋 (府立金剛コロニーかしのき寮)
権利擁護委員長 (会計) 監事	海 藻 茂 雄 (茨木学園)
〃	上 原 治 (なわて更生園)
事務局	川 中 敏 也 (ひばり園)
〃	安 本 伊佐子 (事務局長)
	竹 下 千津子 (事務局員)
平成 17 年度	
会 長	山 本 茂 (伯太学園)
副会長	松 上 利 男 (菘の杜)
〃	吉 川 喜 章 (わららか草部)
〃	若 松 次 郎 (太平学園)
発達支援部会長・児童施設分科会座長	阪 口 興 (愛の家)
児童通園施設分科会座長	澤 剛 (守口市立わかすぎ園)
生活支援部会長・更生施設分科会座長・授産施設分科会座長	
	松 上 利 男 (菘の杜)
日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	吉 川 喜 章 (わららか草部)
通所授産施設分科会座長	影 山 英 夫 (ささゆり作業所)
地域活動支援部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
通勤寮分科会座長	藤 原 勇 治 (大阪市育成会地域生活支援センター)
福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	菱 川 幹 人 (港第二育成園)
地域療育等支援事業分科会座長	牧 野 義 蔵 (隆光学園)
生活支援事業分科会座長	川 端 ちづ子 (府立金剛コロニー)
短期入所事業分科会座長	原 梶 正 行 (ビーブルライティング泉北)
支援スタッフ部会長	中 川 博 (伯太学園)
事務局長	安 本 伊佐子
(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
行事委員長	徳 永 勝 (月の輪学院)
広報委員長	川 口 博 之 (大和川園)
研修委員長	西 矢 洋 (府立金剛コロニーかしのき寮)
権利擁護委員長 (会計) 監事	海 藻 茂 雄 (茨木学園)
〃	上 原 治 (なわて更生園)
事務局	川 中 敏 也 (ひばり園)
	安 本 伊佐子 (事務局長)
	竹 下 千津子 (事務局員)
平成 18 年度	
会 長	山 本 茂 (伯太学園)
副会長	若 松 次 郎 (太平学園)
〃	吉 川 喜 章 (わららか草部)
〃	松 上 利 男 (菘の杜)
発達支援部会長・児童施設分科会座長	阪 口 興 (愛の家)
児童通園施設分科会座長	澤 剛 (守口市立わかすぎ園)
生活支援部会長・更生施設分科会座長・授産施設分科会座長	
	松 上 利 男 (菘の杜)
日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	吉 川 喜 章 (わららか草部)
通所授産施設分科会座長	影 山 英 夫 (ささゆり作業所)
地域活動支援部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
通勤寮分科会座長	谷 川 耕 一 (大東通勤寮)

福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	菱川 幹人 (港第二育成園)
地域療育等支援事業分科会座長	牧野 義蔵 (隆光学園)
生活支援事業分科会座長	山崎 日出明 (府立金剛コロニー)
短期入所事業分科会座長	尾西 武司 (東福六万寺)
支援スタッフ部会長	中川 博 (伯太学園)
事務局長	安本 伊佐子
(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
行事委員長	徳永 勝 (月の輪学院)
広報委員長	川口 博之 (キンダーハイム)
研修委員長	西矢 洋 (府立金剛コロニーかしのき寮)
権利擁護委員長	津田 茂樹 (ワークショップ虹)
(会計) 監事	林 和行 (府立砂川厚生福祉センター)
〃	川中 敏也 (ひばり園)
事務局	安本 伊佐子 (事務局長)
〃	竹下 千津子 (事務局員)
平成 19 年度	
会 長	山本 茂 (伯太学園)
副会長	若松 次郎 (太平学園)
〃	吉川 喜章 (わららか草部)
〃	松上 利男 (菘の杜)
発達支援部会長・児童施設分科会座長	阪口 興 (愛の家)
児童通園施設分科会座長	澤 剛 (守口市立わかすぎ園)
生活支援部会長・更生施設分科会座長・授産施設分科会座長	松上 利男 (菘の杜)
日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	吉川 喜章 (わららか草部)
通所授産施設分科会座長	影山 英夫 (ささゆり作業所)
地域活動支援部会長	若松 次郎 (太平学園)
通勤寮分科会座長	谷川 耕一 (大東通勤寮)
福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	菱川 幹人 (港第二育成園)
地域療育等支援事業分科会座長	牧野 義蔵 (隆光学園)
生活支援事業分科会座長	阪口 勉 (府立金剛コロニー)
短期入所事業分科会座長	尾西 武司 (東福六万寺)
支援スタッフ部会長	中川 博 (伯太学園)
事務局長	安本 伊佐子
(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
行事委員長	徳永 勝 (月の輪学院)
広報委員長	海谷 やよい (堺南通所作業所)
研修委員長	高島 純一 (府立金剛コロニーすぎのき寮)
権利擁護委員長	智原 正行 (大東園)
(会計) 監事	川中 敏也 (ひばり園)
事務局	安本 伊佐子 (事務局長)
〃	竹下 千津子 (事務局員)

平成 20 年度	会 長	安 本 伊佐子 (H20.8 ~)
	副会長	若 松 次 郎 (太平学園)
	〃	吉 川 喜 章 (わららか草部)
	〃	松 上 利 男 (萩の杜)
	発達支援部会長・児童施設分科会座長	阪 口 興 (愛の家)
	児童通園施設分科会座長	澤 剛 (守口市立わかすぎ園)
	生活支援部会長・更生施設分科会座長・授産施設分科会座長	松 上 利 男 (萩の杜)
	日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	吉 川 喜 章 (わららか草部)
	通所授産施設分科会座長	影 山 英 夫 (ささゆり作業所)
	地域活動支援部会長	若 松 次 郎 (太平学園)
	通勤寮分科会座長	谷 川 耕 一 (大東通勤寮)
	福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	菱 川 幹 人 (港第二育成園)
	地域療育等支援事業分科会座長	牧 野 義 蔵 (隆光学園)
	生活支援事業分科会座長	阪 口 勉 (府立金剛コロニー)
	短期入所事業分科会座長	原 梶 正 行 (岸和田採光学園)
	支援スタッフ部会長	中 川 博 (伯太学園)
	(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
	行事委員長	徳 永 勝 (月の輪学院)
	広報委員長	海 谷 やよい (堺南通所作業所)
	研修委員長	川 端 ちづこ (府立金剛コロニーくすのき寮)
	権利擁護委員長	智 原 正 行 (支援センターさくら)
	(会計) 監事	川 口 博 之 (ハーモニー)
	〃	川 中 敏 也 (ひばり園)
	事務局	安 本 伊佐子 (事務局長)
	〃	竹 下 千津子 (事務局員)
平成 21 年度	会 長	安 本 伊佐子
	副会長	松 上 利 男 (萩の杜)
	〃	吉 川 喜 章 (わららか草部)
	発達支援部会長、児童施設分科会座長	石 井 芳 明 (月の輪学院)
	児童通園施設分科会座長	澤 剛 (守口市立わかすぎ園)
	生活支援部会長・更生施設分科会座長・授産施設分科会座長	松 上 利 男 (萩の杜)
	日中活動支援部会長・通所更生施設分科会座長	吉 川 喜 章 (わららか草部)
	通所授産施設分科会座長	影 山 英 夫 (ささゆり作業所)
	福祉工場分科会座長	津 田 茂 樹 (ワークショップ虹)
	地域活動支援部会長	牧 野 義 蔵 (隆光学園)
	通勤寮分科会座長	藤 原 勇 治 (大阪市育成会地域生活支援センター)
	福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	菱 川 幹 人 (港第二育成園)
	療育等支援及び市町村相談支援事業分科会座長	牧 野 義 蔵 (隆光学園)
	生活支援事業分科会座長	阪 口 勉 (地域生活総合支援センターゆう)
	短期入所事業分科会座長	原 梶 正 行 (岸和田採光学園)
	事務局長	安 本 伊佐子 (会長兼務)
	(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	

行事委員長	浦野 秀樹 (茨木学園)
広報委員長	海谷 やよい (堺みなみ)
研修委員長	川端 健高 (府立金剛コロニーすぎのき寮)
権利擁護委員長	智原 正行 (支援センターさくら)
(会計) 監事	川口 博之 (ハーモニー)
〃	川中 敏也 (ひばり園)

平成 22 年度

* ____ は理事

会長	安本 伊佐子
副会長	松上 利男 (ジョブサイトよど)
〃	吉川 喜章 (わららか草部)
発達支援部会長、児童施設分科会座長座長	吉田 重美 (豊里学園)
児童通園施設分科会座長	塚本 國次 (あかつき・ひばり園)
生活支援部会長、更生施設分科会座長、授産施設分科会座長	牧野 義蔵 (隆光学園)
日中活動支援部会長、通所授産施設分科会座長	影山 英夫 (ささゆり作業所)
通所更生施設分科会座長	松上 利男 (ジョブサイトよど)
福祉工場分科会座長	津田 茂樹 (ワークショップ虹)
地域活動支援部会長、療育等支援及び市町村相談支援事業分科会座長	菱川 幹人 (港育成園)
通勤寮分科会座長	伊藤 勝啓 (大阪市育成会地域生活支援センター)
福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	阪口 勉 (地域生活総合支援センターゆう)
短期入所事業分科会座長	義岡 淳也 (だんけのその)
事務局長	和藤 利一
(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
行事委員長	浦野 秀樹 (茨木学園)
研修委員長	田中 祥隆 (府立金剛コロニーかしのき寮)

権利擁護委員長	智原 正行 (支援センターさくら)
監事	川中 敏也 (ひばり園)

平成 23 年度

* ____ は理事

会長	安本 伊佐子
副会長	松上 利男 (ジョブサイトよど)
〃	吉川 喜章 (わららか草部)
発達支援部会長・児童施設分科会座長	吉田 重美 (豊里学園)
児童通園施設分科会座長	塚本 國次 (あかつき・ひばり園)
生活支援部会長・更生施設分科会座長・授産施設分科会座長	牧野 義蔵 (隆光学園)
日中活動支援部会長・通所授産施設分科会座長	影山 英夫 (ささゆり作業所)
通所更生施設分科会座長	松上 利男 (ジョブサイトよど)
福祉工場分科会座長	津田 茂樹 (ワークショップ虹)
地域活動支援部会長、療育等支援及び市町村相談支援事業分科会座長	菱川 幹人 (港育成園)
通勤寮分科会座長	伊藤 勝啓 (大阪市育成会地域生活支援センター)
福祉ホーム・グループホーム等分科会座長	阪口 勉 (地域生活総合支援センターゆう)
短期入所事業分科会座長	義岡 淳也 (だんけのその)

事務局長 (以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	安本 伊佐子 (会長兼務)
行事委員長	浦野 秀樹 (茨木学園)
研修委員長	小池 尚子 (府立金剛コロニーかしのき寮)
権利擁護委員長	智原 正行 (支援センターさくら)
監事	川中 敏也 (ひばり園)
事務局	竹下 千津子
〃 補助 (広報等)	岸田 耕三 (さらの郷)

平成24年度

* ___は理事

会長	安本 伊佐子
副会長	吉川 喜章 (わららか草部)
〃	松上 利男 (ジョブサイトよど)
児童発達支援部会長	吉田 重美 (豊里学園)
〃	塚本 國次 (あかつき・ひばり園)
障害者支援施設部会長	木村 勝也 (第2三恵園)
日中活動支援部会長	松上 利男 (ジョブサイトよど)
〃	迎 和明 (あすなろ)
生産活動・就労支援部会長	津田 茂樹 (ワークショップ虹)
〃	影山 英夫 (ささゆり作業所)
地域支援部会長 (GH・CH)	奥田 雅博 (地域生活総合支援センターゆう)
〃 (短期入所)	義岡 淳也 (だんけのその)
監事	川口 博之 (ワークセンターいまがわ)
事務局長	安本 伊佐子 (会長兼務)
(以上、近畿施設協会役員会役員を兼ねる)	
行事委員長	浦野 秀樹 (茨木学園)
研修委員長	小池 尚子 (府立金剛コロニーかしのき寮)
権利擁護委員長	角森 佐岐子 (福島育成園)
事務局	竹下 千津子
〃 補助 (広報等)	岸田 耕三 (さらの郷)

執筆・協力

安城 一郎	岩城 由幸	大崎 年史	奥田 雅博	影山 英夫
木村 勝也	小池 尚子	佐々木利子	塚本 國次	津田 茂樹
菱川 幹人	藤原 勇治	牧野 義蔵	松上 利男	松本 毅
迎 和明	安本伊佐子	義岡 淳也	吉川 喜章	吉田 重美

大阪知的障害者福祉協会 50周年記念誌実行委員会

岩城 由幸	徳島文理大学保健福祉学部准教授	* 実行委員長
安本伊佐子	一般社団法人大阪知的障害者福祉協会会長	* 委員長代理
吉田 重美	一般社団法人大阪知的障害者福祉協会児童発達支援部会長 (豊里学園)	
木村 勝也	一般社団法人大阪知的障害者福祉協会障害者支援施設部会長 (第2三恵園)	
迎 和明	一般社団法人大阪知的障害者福祉協会日中活動支援部会長 (あすなろ)	
津田 茂樹	一般社団法人大阪知的障害者福祉協会生産活動・就労支援部会長 (ワークショップ虹)	
奥田 雅博	一般社団法人大阪知的障害者福祉協会地域支援部会長 (地域生活総合支援センターゆう)	
小池 尚子	一般社団法人大阪知的障害者福祉協会研修委員長 (大阪府立金剛コロニーかしのき寮)	
大崎 年史	くりのみ園	
佐々木利子	大阪府立砂川厚生福祉センターいぶき	

資料収集整理 竹下千津子

実行委員会記録担当 岸田 耕三 松本 孝行

【 編集後記 】

平成 24 年 9 月の第 1 回を皮切りに、月に 1 回のペースで実行委員会を開催した。

50 周年記念誌を発行するにあたって、知的障がい福祉の歴史と知的に障がいがある人たちの置かれてきた状況や現状を伝えること、資料として活用してもらえる内容であること、これからの福祉を担う若手の声を入れるなどを編集コンセプトとした。編集を進めていく中で、20 周年記念誌、30 周年記念誌は大いに参考になり、先人のご苦勞をあらためて知ることができた。内輪の話になるが、40 周年記念誌も計画はしていたが実現しなかった経緯があり、その時に集めていた原稿や資料等が陽の目を見ることが今回できたことを嬉しく思っている。

なお、文中における“精神薄弱児・者”などは、現在では不適切な表記に相当するが、当時、法律名としても使用されていたなど時代背景を映すものとしてご理解いただきたい。また、“障害”の“害”の表記については、法律や団体、研修大会名などを除いては、すべて“障がい”と表記した。団体の法人格は、原則として省略させていただき、登場する多くの関係者の肩書はその時々肩書をそのまま記載したことも、併せてお断りする。

大阪福祉協会会員施設で起こった虐待事案等については、施設名を隠さず実名で掲載させていただいている。既に改善に向け職員が一丸となって努力している中で、水を差すな、とお怒りになるかもしれないが、事実は事実として掲載した。

各年度の事業報告書や実態調査等は、本誌では概要のみを載せているが、データはいつでも閲覧できるよう大阪福祉協会において保管しているので、必要があれば参考にされたい。

最後になりましたが、編集上の都合とはいえ、いただいた原稿やご提供写真をすべて掲載することができなかったことを深くお詫び申し上げますとともに、執筆・写真等のご協力をいただいた皆様やころよく応援メッセージを寄せていただいた皆様へ、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 1 月

大阪知的障害者福祉協会 50 周年記念誌実行委員会一同

一般社団法人 大阪知的障害者福祉協会 50周年記念誌

(大阪知的障害児者生活サポート協会助成事業)

平成 26 (2014) 年 3 月 1 日 発行

企画・発行 安本 伊佐子
発行所 一般社団法人 大阪知的障害者福祉協会
〒 542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 4 番 15 号
大阪府社会福祉会館内
TEL : 06-6763-3785 FAX : 06-6763-3759
E-mail : osaka-chifukukyo@giga.ocn.ne.jp

編集・制作 編集ラボ・ハンドレッド <http://labohan.com>